

# 飲酒運転は絶対にやめましょう



年末から年始にかけてのこの時期は、忘年会や新年会など何かとお酒を飲む機会が増える時期となり、飲酒運転による交通事故が急増することが予想されます。

12月は年末の交通事故防止県民運動期間となり、運動期間中の最重要事項として飲酒運転の追放を掲げております。

## 飲酒による

### 身体への影響



視力の低下  
判断力や注意力の低下  
運動機能の低下  
運転態度の悪化  
など、お酒を飲むことによって交通事故を起こす危険性が高くなってしまいます。

飲酒運転を無くすためにも、運転者だけではなく、家庭や地域においても、飲酒運転をしない・させないようにすることが重要です。

## 運転者は



飲酒運転の危険性や反社会性を自覚して交通ルールを守ろう。

飲酒を伴う会合等には車を運転していかないようにしましょう。「近い距離だから、少しの酒だから、これくらいなら大丈夫」という気持ちを捨て、飲酒運転は絶対にしないという強い信念を持つ。

## 家庭では



飲酒運転の危険性や反社会性事故の重大性や悲惨な現実について話し合おう。

車を運転する人には絶対にアルコール類を出さないようにしましょう。

飲酒が予想される場所には、車で出掛けないようにしましょう。

## 地域では



「運転しない 飲まない 飲ませない」を合言葉に飲酒運転をさせない環境づくりをしよう。

行事、会合等を通じて飲酒運転追放の気運を高めよう。

飲酒運転による事故は、当事者だけではなく、被害者の家庭をも崩壊させてしまいます。

「飲酒運転は身の破滅」ということを、皆さんがしっかりと認識し、お酒を飲んだら絶対に運転しないという強い決意が必要です。

また、お酒を飲んで車を運転しようとする人がいたら、必ず制止するよう徹底しましょう。

12月4日から10日までは

# 人権週間

です

1948年（昭和23年）12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行っています。

一人ひとりとはみな違いますが、人権はすべての人に平等に保障されています。しかし、自分の人権を主張するだけでは、他の人の人権を侵害することもあります。

人権週間に当たり、人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

## 人権週間強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切に育てる心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

